

讃岐・香川の伝統的ものづくり産業応援事業

# 令和8年度 製造者活動促進支援事業費補助金

伝統の技を未来へつなぐ皆様の挑戦を香川県が応援します

大幅に使いやすくなりリニューアル！

## 【対象者の拡大】

### 1事業者からの「単独申請」も可能に！

これまでの「3事業者以上の団体」という制限を撤廃。  
やる気のある事業者様の個別の挑戦をダイレクトに後押しします。

## 【メニュー拡充】

### 「人材確保」と「設備整備」も対象に！

後継者不足や設備の老朽化という喫緊の課題に応え、新たに  
「人材確保」や「製造設備の更新」などが対象に加わりました。

## 【使いやすさUP】

### 補助対象経費の制限を大幅緩和！

経費の細かな制限を廃止。事業の成果を高めるため、  
より柔軟に対応できるよう改めました。

## 【採択枠の倍増】

### より多くの事業者の挑戦を支援！

予算額を前年度の2倍（800万円）に拡充。採択枠が広がり、  
これまで以上にチャレンジしやすい環境が整いました。

# 皆様の課題解決に向けた 「5つの支援メニュー」



補助上限額：100万円（下限50万円）



補助率：4/5以内



対象：県指定伝統的工芸品、家具、手袋の製造者・団体



## (1) プロモーション ・販路開拓

新たな需要を獲得するための国内外への販路開拓、HP・SNS作成、展示会出展、パンフレット制作など



## (2) 新商品開発

ライフスタイルの変化やインバウンド需要に対応した新商品開発、デザイン委託、特許出願など



NEW

## (3) 人材確保・育成

作り手・経営者の確保と育成のための広告宣伝費、イベント開催費、後継者の人件費（採用から5年以内）など



## (4) 技術・技法伝承

技術者・職人を養成するための技術講習、技術・技法の伝承を目的とした記録映像の作成など



NEW

## (5) 設備等整備

伝統的工芸品等の製造に直接必要な施設・設備の整備、更新、修繕

# 補助金の申込から支払までの流れ

1. 補助金申込

2. 審査委員会  
でのプレゼン  
【NEW】

3. 採択

4. 交付申請・  
交付決定

5. 事業実施

6. 実績報告・  
支払

申込方法

郵送、持参又はメールにてお申込みください。

申込先

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県経営支援課  
E-mail keiei@pref.kagawa.lg.jp

7月中下旬頃  
(予定)

## 【NEW】 審査委員会での申請内容の説明（プレゼンテーション）

令和8年度から、審査委員会において、申請内容を直接説明いただく場を設けます。

事業の具体的な内容はもちろんのこと、その事業にかける思いや実現したいビジョンを

ご自身の言葉で説明できる機会です。

皆様の新たな挑戦への意気込みを、ぜひ直接お聞かせください。

## よくあるご質問 (Q&A)

Q:採択の審査では、どのような点が重視されますか？

A:次の観点から総合的に審査し、予算の範囲内で採択を決定します。  
審査の結果、不採択または申込金額より減額となる可能性があります。

- ・事業によって高い効果が期待できるか、目標は適切に設定されているか
- ・事業の実施方法等について事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか
- ・実施スケジュールが現実的か
- ・事業を円滑に遂行するための実施体制となっているか
- ・必要となる経費を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか 等

Q:県の他の補助金と重複して利用することは可能ですか？

A:県の他の補助金との重複利用は認められておりません。

Q:交付決定前の事業着手は可能ですか？

A:令和8年4月1日以降に行われた事業であれば、交付決定前に着手した場合でも補助対象となります。

Q:採択事業は公表されますか？

A:採択された事業については、事業者の名称を公表します。

募集期間：令和8年4月13日(月)～7月3日(金)【必着】

【お問合せ先】

香川県 商工労働部 経営支援課 総務・地場産業グループ

TEL：087-832-3342 E-mail：keiei@pref.kagawa.lg.jp

詳細・要綱の  
ダウンロードは  
こちらから

